

参 考 資 料

1 指導要録に関する法令

学校教育法施行令

(学校廃止後の書類の保存)

第31条 公立又は私立の学校（私立の大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたときは，市町村又は都道府県の設置する学校（大学を除く。）については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が，市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が，公立大学法人の設置する大学又は高等専門学校については当該大学又は高等専門学校を設置していた公立大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。）の長が，私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が，文部科学省令で定めるところにより，それぞれ当該学校に在学し，又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

学校教育法施行規則

[指導要録の作成]

第24条 校長は，その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

- ② 校長は，児童等が進学した場合においては，その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し，これを進学先の校長に送付しなければならない。
- ③ 校長は，児童等が転学した場合においては，その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し，その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

[表簿]

第28条 学校において備えなければならない表簿は，概ね次のとおりとする。

4 指導要録，その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

※ 1，2，3，5，6，7は省略

- ② 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は，別に定めるもののほか，5年間保存しなければならない。ただし，指導要録及びその写しのうち入学，卒業等の学籍に関する記録については，その保存期間は，20年間とする。
- ③ 学校教育法施行令第31条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は，前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

2 「転入学通知」の様式例

立 学校長 殿	(文書番号) 令和 年 月 日 ○○市立○○学校長 印 TEL ○○○ ○○○○－○○○○															
転 入 学 通 知 書																
下記の児童（生徒）は、本校に転入学しましたのでお知らせします。ついては、次の書類を送付くださるようお願いします。 1 指導要録写し 2 健康診断票 3 歯の検査票 記																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">学 年</th> <th style="width: 30%;">児童・生徒氏名</th> <th style="width: 15%;">生年月日</th> <th style="width: 15%;">転入学年月日</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">・ ・</td> <td style="text-align: center;">・ ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">・ ・</td> <td style="text-align: center;">・ ・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		学 年	児童・生徒氏名	生年月日	転入学年月日	備 考			・ ・	・ ・				・ ・	・ ・	
学 年	児童・生徒氏名	生年月日	転入学年月日	備 考												
		・ ・	・ ・													
		・ ・	・ ・													

3 「指導要録写し・抄本受領回報」の様式例

(甲)	児 生 童	指 導 要 録	写 抄 本 送 録
番 号	学 年	児 童 ・ 生 徒 氏 名	保 護 者 氏 名
送 付 年 月 日		送 付 理 由	送 付 先

----- (校長印) ----- (切取線) -----

(乙)	児 生 童	指 導 要 録	写 抄 本 受領回報
番 号	学 年	児 童 ・ 生 徒 氏 名	保 護 者 氏 名
上記の指導要録写し・抄本は当校において受領したのでこれを回報します。 令和 年 月 日			
学校長 印			
学校長 殿			

- [注] 1 (甲)は送付者に留め置き、(乙)は指導要録写し・抄本に添えて送付する。これを受領した学校では所要事項を記載のうえ直ちに送付者に返送する。
- 2 送付内容により、写し、抄本のいずれかを消除する。

4 指導要録関係通知及び通達

学習評価及び指導要録の改善（平成31年通知）

30文科初第1845号

平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社
を所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

永山 賀久

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習
評価及び指導要録の改善等について（通知）

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）（以下「報告」という。）がとりまとめられました。

報告においては、新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえた上で、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめられています。

文部科学省においては、報告を受け、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等を別紙1～5及び参考様式のとおりとりまとめました。

については、下記に示す学習評価を行うに当たっての配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点並びに別紙について十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれ

ては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、新学習指導要領の下で、報告の趣旨を踏まえた学習指導及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われるよう、これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。さらに、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）と小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校小学部との緊密な連携を図る観点から、幼稚園等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いします。

なお、平成 22 年 5 月 11 日付け 22 文科初第 1 号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のうち、小学校及び特別支援学校小学部に関する部分は 2020 年 3 月 31 日をもって、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部に関する部分は 2021 年 3 月 31 日をもって廃止することとし、また高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校高等部に関する部分は 2022 年 4 月 1 日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について順次廃止することとします。

なお、本通知に記載するところのほか、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）の学習評価等については、引き続き平成 28 年 7 月 29 日付け 28 文科初第 604 号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」によるところとし、特別支援学校（知的障害）高等部における道徳科の学習評価等については、同通知に準ずるものとします。

記

1. 学習評価についての基本的な考え方

(1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っていること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化の観点から、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っていること。

(3) 学習評価について指摘されている課題

学習評価の現状としては、(1) 及び (2) で述べたような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない、
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない、
- ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい、
- ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない、
- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない、

といった課題が指摘されていること。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

(3) で述べた課題に応えるとともに、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要であること。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

これに基づく主な改善点は次項以降に示すところによること。

2. 学習評価の主な改善点について

- (1) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理して示し、設置者において、これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際、「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価にはなじまず、個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。
- (2) 「主体的に学習に取り組む態度」については、各教科等の観定の趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと（各教科等の観定の趣旨は、本通知の別紙4及び別紙5に示している）。
- (3) 学習評価の結果の活用にあたっては、各教科等の児童生徒の学習状況を観点別に捉え、各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と、各教科等の児童生徒の学習状況を総括的に捉え、教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にしたこと。
- (4) 特に高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目の評価について、学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と、これらを総括的に捉える評定の両方について、学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や

内容に照らし、その実現状況を評価する、目標に準拠した評価として実施することを明確にしたこと。

3. 指導要録の主な改善点について

指導要録の改善点は以下に示すほか、別紙1から別紙3まで及び参考様式に示すとおりであること。設置者や各学校においては、それらを参考に指導要録の様式の設定や作成に当たることが求められること。

- (1) 小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における「外国語活動の記録」については、従来、観点別に設けていた文章記述欄を一本化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入することとしたこと。
- (2) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における「各教科・科目等の学習の記録」については、観点別学習状況の評価を充実する観点から、各教科・科目の観点別学習状況を記載することとしたこと。
- (3) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における「特別活動の記録」については、教師の勤務負担軽減を図り、観点別学習状況の評価を充実する観点から、文章記述を改め、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入することとしたこと。
- (4) 特別支援学校（知的障害）各教科については、特別支援学校の新学習指導要領において、小・中・高等学校等との学びの連続性を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文章記述を行うこととしたこと。
- (5) 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

4. 学習評価の円滑な実施に向けた取組について

- (1) 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要であること。具体的には、例えば以下の取組が考えられること。
 - ・ 評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。
 - ・ 評価結果の検討等を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ること。
 - ・ 教務主任や研究主任を中心として学年会や教科等部会等の校内組織を活用すること。
- (2) 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であること。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など

内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場面を精選することが重要であること。

- (3) 観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。
- (4) 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。
- (5) 学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。
- (6) 全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツールなどの外部試験や検定等の結果は、児童生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていく上で重要であること。

このような外部試験や検定等の結果の利用に際しては、それらが学習指導要領に示す目標に準拠したものでない場合や、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に扱うものではない場合があることから、これらの結果は教師が行う学習評価の補完材料であることに十分留意が必要であること。

- (7) 法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を用いて行うことは現行の制度上も可能であり、その活用を通して指導要録等に係る事務の改善を推進することが重要であること。特に、統合型校務支援システムの整備により文章記述欄などの記載事項が共通する指導要録といわゆる通知表のデータの連動を図ることは教師の勤務負担軽減に不可欠であり、設置者等においては統合型校務支援システムの導入を積極的に推進すること。仮に統合型校務支援システムの整備が直ちに困難な場合であっても、校務用端末を利用して指導要録等に係る事務を電磁的に処理することも効率的であること。

これらの方法によらない場合であっても、域内の学校が定めるいわゆる通知表の記載事項が、当該学校の設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす場合には、設置者の判断により、指導要録の様式を通知表の様式と共通のものとすることが現行の制度上も可能であること。その際、例えば次のような工夫が考えられるが、様式を共通のものとする際には、指導要録と通知表のそれぞれの役割を踏まえることも重要であること。

- ・ 通知表に、学期ごとの学習評価の結果の記録に加え、年度末の評価結果を追記することとすること。
- ・ 通知表の文章記述の評価について、指導要録と同様に、学期ごとにではなく年間を通じた学習状況をまとめて記載することとすること。
- ・ 指導要録の「指導に関する記録」の様式を、通知表と同様に学年ごとに記録する様式とすること。

- (8) 今後、国においても学習評価の参考となる資料を作成することとしているが、都道府県教育委員会等においても、学習評価に関する研究を進め、学習評価に関する参考となる資料を示すとともに、具体的な事例の収集・提示を行うことが重要であること。特に高等学校については、今般の指導要録の改善において、観点別学習状況の評価が一層重視されたこと等を踏まえ、教員研修の充実など学習評価の改善に向けた取組に一層、重点を置くことが求められること。国が作成する高等学校の参考資料についても、例えば、定期考査や実技など現在の高等学校で取り組んでいる学習評価の場面で活用可能な事例を盛り込むなど、高等学校の実態や教師の勤務負担軽減に配慮しつつ学習評価の充実を図ることを可能とする内容とする予定であること。

5. 学習評価の改善を受けた高等学校入学者選抜、大学入学者選抜の改善について

「1. 学習評価についての基本的な考え方」に示すとおり、学習評価は、学習や指導の改善を目的として行われているものであり、入学者選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではないこと。したがって、学習評価の結果を入学者選抜に用いる際には、このような学習評価の特性を踏まえつつ適切に行うことが重要であること。

(1) 高等学校入学者選抜の改善について

報告を踏まえ、高等学校及びその設置者において今般の学習評価の改善を受けた入学者選抜の在り方について検討を行う際には、以下に留意すること。

- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向け、入学者選抜の質的改善を図るため、改めて入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直すこと。
- ・ 調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討すること。例えば都道府県教育委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付けているような場合には、各高等学校の入学者選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用となるよう改善を図ること。
- ・ 入学者選抜の改善に当たっては、新学習指導要領の趣旨等も踏まえつつ、学校における働き方改革の観点から、調査書の作成のために中学校の教職員に過重な負担がかかったり、生徒の主体的な学習活動に悪影響を及ぼしたりすることのないよう、入学者選抜のために必要な情報の整理や市区町村教育委員会及び中学校等との情報共有・連携を図ること。

(2) 大学入学者選抜の改善について

国においては新高等学校学習指導要領の下で学んだ生徒に係る「2025年度大学入学者選抜実施要項」の内容について2021年度に予告することとしており、予告に向けた検討に際しては、報告及び本通知の趣旨を踏まえ以下に留意して検討を行う予定であること。

- ・ 各大学において、特に学校外で行う多様な活動については、調査書に過度に依存することなく、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて、生徒一人一人の多面的・多角的な評価が行われるよう、各学校が作成する調査書や志願者本人の記載する資料、申告等を適切に組み合わせるなどの利用方法を検討すること。
- ・ 学校における働き方改革の観点から、指導要録を基に作成される調査書についても、観点別学習状況の評価の活用を含めて、入学者選抜で必要となる情報を整理した上で検討すること。

- 〔別紙 1〕 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等
- 〔別紙 2〕 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等
- 〔別紙 3〕 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等
- 〔別紙 4〕 各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨（小学校及び特別支援学校小学部並びに中学校及び特別支援学校中学部）
- 〔別紙 5〕 各教科等の評価の観点及びその趣旨（高等学校及び特別支援学校高等部）
- 〔参考 1〕 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」平成 31 年 1 月 21 日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1412933.htm

- 〔参考 2〕 指導要録に関連して文部科学省が発出した主な通知等

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseioun/1414600.htm

- 〔参考 3〕 各設置者における指導要録の様式の設定に当たっての検討に資するため、別添として指導要録の「参考様式」を示している。

小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

I 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

1 児童の氏名、性別、生年月日及び現住所

2 保護者の氏名及び現住所

3 入学前の経歴

小学校及び特別支援学校小学部（以下「小学校等」という。）に入学するまでの教育・保育関係の略歴（在籍していた幼稚園，特別支援学校幼稚部，保育所又は幼保連携型認定こども園等の名称及び在籍期間等）を記入する。なお，外国において受けた教育の実情なども記入する。

4 入学・編入学等

(1) 入学

児童が第1学年に入学した年月日を記入する。

(2) 編入学等

第1学年の中途又は第2学年以上の学年に，在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合，又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について，その年月日，学年及び事由等を記入する。

5 転入学

他の小学校等から転入学してきた児童について，転入学年月日，転入学年，前に在学していた学校名，所在地及び転入学の事由等を記入する。

6 転学・退学等

他の小学校等に転学する場合には，転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日，転学先の学校名，所在地，転入学年及びその事由等を記入する。また，学校を去った年月日についても併記する。

在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している児童が退学する場合は，校長が退学を認めた年月日及びその事由等を記入する。

なお，就学義務が猶予・免除される場合又は児童の居所が1年以上不明である場合は，在学しない者として取り扱い，在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入する。

7 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

8 進学先

進学先の学校名及び所在地を記入する。

9 学校名及び所在地

分校の場合は，本校名及び所在地を記入するとともに，分校名，所在地及び在学した学年を併記する。

10 校長氏名印，学級担任者氏名印

各年度に，校長の氏名，学級担任者の氏名を記入し，それぞれ押印する。

（同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には，その都度後任者の氏名を併記する。）

なお，氏名の記入及び押印については，電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。）を行うことで替えることも可能である。

II 指導に関する記録

小学校における指導に関する記録については，以下に示す記載することが適当な事項に留意しながら，各教科の学習の記録（観点別学習状況及び評定），道徳科の記録，外国語活動の記録，総合的な学習の時間の記録，特別活動の記録，行動の記録，総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成する。

特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）小学部における指導に関する記録については，小学校における指導に関する記録に記載する事項に加えて，自立活動の記録について学年ごとに作成するほか，入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校（知的障害）小学部における指導に関する記録については，各教科の学習の記録，特別活動の記録，自立活動の記録，道徳科の記録，外国語活動の記録，行動の記録，総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか，入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校小学部に在籍する児童については，個別の指導計画を作成する必要があることから，指導に関する記録を作成するに当たって，個別の指導計画における指導の目標，指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。また，児童の障害の状態等に即して，学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）第1章第8節の規定（重複障害者等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合にあっては，その教育課程や観点別学習状況を考慮し，必要に応じて様式等を工夫して，その状況を適切に端的に記入する。

特別支援学級に在籍する児童の指導に関する記録については，必要がある場合，特別支援学校小学部の指導要録に準じて作成する。

なお，障害のある児童について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には，当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

1 各教科の学習の記録

小学校及び特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）小学部における各教科の学習の記録については，観点別学習状況及び評価について記入する。

特別支援学校（知的障害）小学部における各教科の学習の記録については，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に示す小学部の各教科の目標，内容に照らし，別紙4の各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ，具体的に定めた指導内容，実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。

(1) 観点別学習状況

小学校及び特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）小学部における観点別学習状況については，小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）（以下「小学校学習指導要領等」という。）に示す各教科の目標に照らして，その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際，「十分満足できる」状況と判断されるものをA，「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB，「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

小学校及び特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）小学部における各教科の評価の観点について，設置者は，小学校学習指導要領等を踏まえ，別紙4を参考に設定する。

(2) 評価

小学校及び特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）小学部における評価については，第3学年以上の各学年の各教科の学習の状況について，小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして，その実現状況を総括的に評価し記入する。

各教科の評価は，小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして，その実現状況を「十分満足できる」状況と判断されるものを3，「おおむね満足できる」状況と判断されるものを2，「努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。

評価に当たっては，評価は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり，「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は，分析的な評価を行うものとして，各教科の評価を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際，評価の適切な決定方法等については，各学校において定める。

2 特別の教科 道徳

小学校等における道徳科の評価については，28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校，中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」に基づき，学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。

3 外国語活動の記録

小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における外国語活動の記録については、評価の観点を記入した上で、それらの観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点については、設置者は、小学校学習指導要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ、別紙4を参考に設定する。

4 総合的な学習の時間の記録

小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて別紙4を参考に定める。

5 特別活動の記録

小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙4を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

特別支援学校（知的障害）小学部における特別活動の記録については、小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で端的に記述する。

6 自立活動の記録

特別支援学校小学部における自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。

- ① 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

7 行動の記録

小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小

学部における行動の記録については、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童の行動について、設置者は、小学校学習指導要領等の総則及び道徳科の目標や内容、内容の取扱いで重点化を図ることとしている事項等を踏まえて示している別紙4を参考にして、項目を適切に設定する。また、各学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようにする。

各学校における評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

特別支援学校（知的障害）小学部における行動の記録については、小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における行動の記録に関する考え方を参考としながら文章で端的に記述する。

8 総合所見及び指導上参考となる諸事項

小学校等における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、児童の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。特に④のうち、児童の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

- ① 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑤ 児童の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。

さらに、障害のある児童や日本語の習得に困難のある児童のうち、通級による指導を受けている児童については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。通級による指導の対象となっていない児童で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。なお、これらの児童について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

特別支援学校小学部においては、交流及び共同学習を実施している児童について、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容や成果等を端的に記入する。

9 入学時の障害の状態

特別支援学校小学部における入学時の障害の状態について、障害の種類及

び程度等を記入する。

10 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての児童につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

(6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等

I 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

2 保護者の氏名及び現住所

3 入学前の経歴

中学校及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）に入学するまでの教育関係の略歴（在籍していた小学校又は特別支援学校小学部の学校名及び卒業時期等）を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

4 入学・編入学等

(1) 入学

生徒が第1学年に入学した年月日を記入する。

(2) 編入学等

第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。

5 転入学

他の中学校等から転入学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。

6 転学・退学等

他の中学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。また、学校を去った年月日についても併記する。

在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している生徒が退学する場合は、校長が退学を認めた年月日及びその事由等を記入する。

なお、就学義務が猶予・免除される場合又は生徒の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入する。

7 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

8 進学先・就職先等

進学先の学校名及び所在地、就職先の事業所名及び所在地等を記入する。

9 学校名及び所在地

分校の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所在地及び在学した学年を併記する。

10 校長氏名印，学級担任者氏名印

各年度に，校長の氏名，学級担任者の氏名を記入し，それぞれ押印する。

（同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には，その都度後任者の氏名を併記する。）

なお，氏名の記入及び押印については，電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。）を行うことで替えることも可能である。

II 指導に関する記録

中学校における指導に関する記録については，以下に示す記載することが適当な事項に留意しながら，各教科の学習の記録（観点別学習状況及び評定），道徳科の記録，総合的な学習の時間の記録，特別活動の記録，行動の記録，総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成する。

特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）中学部における指導に関する記録については，中学校における指導に関する記録に記載する事項に加えて，自立活動の記録について学年ごとに作成するほか，入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校（知的障害）中学部における指導に関する記録については，各教科の学習の記録，特別活動の記録，自立活動の記録，道徳科の記録，総合的な学習の時間の記録，行動の記録，総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか，入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校中学部に在籍する生徒については，個別の指導計画を作成する必要があることから，指導に関する記録を作成するに当たって，個別の指導計画における指導の目標，指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。また，生徒の障害の状態等に即して，学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科，道徳科，特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）第1章第8節の規定（重複障害者等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合にあっては，その教育課程や観点別学習状況を考慮し，必要に応じて様式等を工夫して，その状況を適切に端的に記入する。

特別支援学級に在籍する生徒の指導に関する記録については，必要がある場合，特別支援学校中学部の指導要録に準じて作成する。

なお，障害のある生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には，当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

1 各教科の学習の記録

中学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）中学部における各教科の学習の記録については、観点別学習状況及び評価について記入する。

特別支援学校（知的障害）中学部における各教科の学習の記録については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に示す中学部の各教科の目標、内容に照らし、別紙4の各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を簡条書き等により文章で端的に記述する。

(1) 観点別学習状況

中学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）中学部における観点別学習状況については、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）（以下「中学校学習指導要領等」という。）に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

中学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）中学部における各教科の評価の観点について、設置者は、中学校学習指導要領等を踏まえ、別紙4を参考に設定する。

選択教科を実施する場合は、各学校において観点を定め、記入する。

(2) 評価

中学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）中学部における評価については、各学年における各教科の学習の状況について、中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。

必修教科の評価は、中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。

選択教科を実施する場合は、各学校が評価の段階を決定し記入する。

評価に当たっては、評価は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評価を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評価の適切な決定方法等については、各学校において定める。

2 特別の教科 道徳

中学校等における道徳科の評価については、28文科初第604号「学習

指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」に基づき、学習活動における生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。

3 総合的な学習の時間の記録

中学校等における総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて別紙4を参考に定める。

4 特別活動の記録

中学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）中学部における特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点到照して十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙4を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

特別支援学校（知的障害）中学部における特別活動の記録については、中学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）中学部における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で端的に記述する。

5 自立活動の記録

特別支援学校中学部における自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。

- ① 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

6 行動の記録

中学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）中学部における行動の記録については、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、設置者は、中学校学習指導要領等の総則及び道徳科の目標や内容、内容の取扱いで重点化を図ることとしている事項等を踏まえて示している別紙4を参

考にして、項目を適切に設定する。また、各学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようにする。

各学校における評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

特別支援学校（知的障害）中学部における行動の記録については、中学校及び特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）中学部における行動の記録に関する考え方を参考にしながら文章で端的に記述する。

7 総合所見及び指導上参考となる諸事項

中学校等における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。特に⑤のうち、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

- ① 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 進路指導に関する事項
- ⑤ 生徒の特徴・特技，部活動，学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動，表彰を受けた行為や活動，学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑥ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所，進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。

さらに、障害のある生徒や日本語の習得に困難のある生徒のうち、通級による指導を受けている生徒については、通級による指導を受けた学校名，通級による指導の授業時数，指導期間，指導の内容や結果等を端的に記入する。通級による指導の対象となっていない生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。なお、これらの生徒について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

特別支援学校中学部においては、交流及び共同学習を実施している生徒について、その相手先の学校名や学級名，実施期間，実施した内容や成果等を端的に記入する。

8 入学時の障害の状態

特別支援学校中学部における入学時の障害の状態について、障害の種類及び程度等を記入する。

9 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての生徒につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

(6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。